

法務省民二第193号  
平成26年3月11日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の  
取扱いについて（通達）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号。以下「改正法」という。）が本月6日から施行され、同法第13条の規定により預金保険法（昭和46年法律第34号）の一部が改正されることとなり、根抵当権の移転の登記等の申請手続の特例等が設けられることとなりましたが、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点にも留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは、改正後の預金保険法をいいます。

#### 記

#### 第1 根抵当権の譲渡に係る特例

- 1 特定破綻金融機関等は、民法（明治29年法律第89号）第398条の12第1項の規定にかかわらず、事業の譲渡により、譲渡される債権を担保する根抵当権（以下「移転根抵当権」という。）に係る根抵当権の設定者（以下「移転根抵当権設定者」という。）の承諾を得ることなく、法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等その他の金融機関等（以下「承継金融機関等」という。）に対して、元本の確定前に移転根抵当権をその担保すべき債権（以下「移転債権」という。）の全部とともに譲渡することができるとされ、この場合には、民法第398条の4第1項の規定にかかわらず、当該移転根抵当権設定者と当該承継金融機関等との間において、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵

当権が当該移転債権を担保すべきものとする旨の合意があったものとされた（法第133条の2第1項）。

- 2 1のとおり、元本の確定前に移転根抵当権が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等は、その日から2週間以内に、当該特定破綻金融機関等から当該承継金融機関等に移転根抵当権が譲渡されたこと及び当該移転根抵当権の譲渡後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたこと並びにこれに対し異議のある移転根抵当権設定者は、一定の期間内に担保すべき元本の確定を請求すべき旨を1か月以上の期間公告しなければならないこととされた（法第133条の2第2項、同条第3項）。ただし、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等が当該公告を官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、移転根抵当権設定者に対する各別の催告は要しないこととされた（法第133条の2第4項）。
- 3 2の公告で示された期間内に、移転根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができることとされ、当該請求があったときは、担保すべき元本は、移転根抵当権設定者に係る1の移転根抵当権に係る事業の譲渡の時に確定したものとみなすこととされた（法第133条の2第5項、同条第6項）。
- 4 1から3までの事項については、特定承継金融機関等が法第126条の2第2項に規定する金融機関等に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権とその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合にも、準用することとされた（法第133条の2第7項）。
- 5 法附則第10条第4項に規定する資産保有金融機関は、法附則第7条第1項第1号に規定する協定銀行又は債権回収会社との間で資産の買取りに関する契約を締結しようとする場合等において、その旨を官報のほかその定款で定めた方法により公告したときは、当該公告の日に、これらの契約に含まれる根抵当権の担保すべき債権の元本について、資産保有金融機関から、民法第398条の19第2項の規定による請求があったものとみなすこととされた（法附則第10条の3）。

[REDACTED]

6 1の「特定破綻金融機関等」は、法第126条の2第1項第2号の特定第二号措置に係る同項の特定認定を受けた金融機関等をいい（法第126条の28第1項）、当該特定認定は、官報に公告される（法第126条の2第7項）

## 第2 根抵当権の移転の登記等の申請手続の特例

1 第1の1に記載した移転根抵当権の移転の登記の申請には、特定破綻金融機関等が法第133条の2第1項の規定による事業の譲渡をしたことを証する情報を提供しなければならないこととされた（法第134条第2項）。

なお、当該事業の譲渡をしたことを証する情報の様式は、別紙様式のとおりである。

2 第1の1に記載した移転根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする移転根抵当権の変更の登記は、その申請情報に1の情報を提供したときは、根抵当権者である譲受金融機関のみで申請することができることとされた（法第134条第3項）。

## 第3 登記の記録

法第133条の2第1項の移転根抵当権の移転の登記の記録は、別紙のとおりである。

別紙

法第133条の2第1項による根抵当権の移転

【順位番号】	【権利者】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【(所有権以外の権利に関する事項)】	【(原 因)】	【権利者その他の事項】
1		根抵当権設定	(事項省略)	(事項省略)		根抵当権者 株式会社 (事項一部省略) 何市何町何番地 甲銀行
付記1号		1番根抵当権移転	平成何年何月何日受付 第何号	平成何年何月何日預金保 険法第133の2第1項 による譲渡		根抵当権者 株式会社 何市何町何番地 乙銀行

(別紙様式)

## 事業の譲渡をしたことの証明書

(特定破綻金融機関等名) から (承継金融機関等名) への事業譲渡に伴う下記の根抵当権（仮登記がなされているものを含む。）に係る移転登記手続について、(特定破綻金融機関等名) が預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 133 条の 2 第 1 項の規定による事業の譲渡をしたことを証明いたします。

記

- 1 移転すべき登記 平成○年○月○日受付第○○○○号
- 2 不動産の表示 以下のとおり

以上

平成 年 月 日

(特定破綻金融機関等名)

管理人

預金保険機構

理事長 (氏名)